

TOPIC  
**1**

# アットホームサイト(アプリ版含む)の無料電話サービス対応時のご注意点

一般消費者向けのアットホームサイト(アプリ版含む)では、エンドユーザーが不動産会社へ無料で電話をかけられる「無料電話サービス」を当社よりご提供しています。物件ごとにその都度、電話番号(ワンタイム電話番号)が発行され、エンドユーザーは表示された番号にかけるだけで、物件を公開している不動産会社さまへ問合せを行います。



▲アットホームサイト 物件詳細ページ



「無料電話サービス」経由で  
電話が入った際の流れ

▶ 「アットホームがエンドユーザーからの反響をおつなぎします。ピッ(電子音)」との音声ガイダンスが流れエンドユーザーに繋がりますのでお話しください。



**エンドユーザーの電話番号は表示されません。  
連絡先となる電話番号は通話中に必ずご確認ください。**

※アットホームにお問い合わせいただいても、エンドユーザーの電話番号は分かりません。

【貴店で独自の着信エリア・回線の制限をかけてフリーダイヤルを会社情報に登録していると、『アットホームサイト・アプリの無料電話サービス』からの電話がつかない場合があります。着信エリア・回線制限の解除をお願いします。】

TOPIC  
**2**

# 物件情報を広告転載する際のお願い

**客付会社さま** 物件情報を「広告転載」する際は、必ず「元付会社さま」にご確認をお願いいたします。

- ・口頭ではなく、ATBBの2次広告機能または書面による許可を得てください。
- ・具体的な広告媒体名(アットホーム等)をお伝えください。
- ・間取り図や写真などの画像情報の広告転載時にも確認が必要です。
- ・ATBBの広告転載「転載可」とはATBBを利用した転載を意味しますのでご注意ください。

ATBB等で先物物件を公開する際は、「元付会社名」「先方担当名」「元付会社電話番号」など元付会社情報の登録が必要です。

「先方担当名」には、必ず許可を得た元付会社の担当者名を登録してください。

ATBB登録画面(先物区分) ▶

**元付会社さま** 物件情報の「広告転載」について、ATBBやFAX等により承認依頼があった場合は、速やかにご返答をお願いいたします。

★TOPIC2は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。  
★「ATBB[アットビービー]http://atbb.athome.jp/」の「情報の取り扱いについて」コーナー(TOPページ右側メニュー)では、今月取り上げた内容など、当社ネットワークにおける情報の取扱いに関するお知らせ等を公開しています。